

岡山市週休2日工事（発注者指定型）特記仕様書

本工事は、岡山市週休2日工事（以下「週休2日工事」という。）発注者指定型の対象工事であり、実施に当たっては、本特記仕様書によるほか、別に定める「岡山市週休2日工事（発注者指定型）実施要領」に基づき実施するものとする。

1 定義

- (1) 「週休2日」とは、対象期間において、原則として土・日曜日を休日として確保し、現場を完全閉所とすることをいう。
- (2) この要領において「週休2日工事」とは、週休2日を実施する工事をいう。
- (3) 「対象期間」とは、工事着手日（準備期間は含まない）から工事完成日（後片付け期間は含まない）までとし、対象期間内には、計2日の休日と計6日の開所日を有する連続した8日間の期間を1回以上含むものとする。なお、次の期間は対象期間から除く。
 - ア 年末年始休暇、夏期休暇
 - イ 工場製作のみを実施している期間
 - ウ 災害時の緊急対応等、受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間（工事全体を一時中止している期間を含む）
- (4) 「工事着手日」とは、工事目的物の施工に係る現場作業について、着手する日をいう。
- (5) 「工事完成日」とは、工事目的物の施工に係る現場作業（工事完成検査まで設置が必要な 安全施設類等の撤去や後片付けを除く。）が完成した日をいう。
- (6) 「完全閉所」とは、現場事務所での事務的作業を含む、工事現場における全ての作業を中断し、現場を閉所とすることをいう。ただし、地元条件や天候等によりやむを得ず土・日曜日に作業を行う場合は、国民の祝日、夏期休暇及び年末年始休暇以外で振り替えできるものとする。
- (7) 「通期の週休2日の達成」とは、対象期間における土・日曜日の日数と等しい休日である土・日曜日の日数（発注者が認めた振替日を含む。）を確保し、現場を完全閉所した場合をいう。
- (8) 「月単位（全ての月を対象）の週休2日の達成」とは、通期の週休2日を達成した工事で、かつ、振替日を設定したときには、振替日を作業を行う土・日曜日の前後1週間以内（祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を除く。）に確保し、現場を完全閉所した場合をいう。

2 実施方法

- (1) 受注者は、契約後速やかに、監督員と週休2日の内容として、月単位もしくは通期の週休2日のいずれを実施するか協議するものとする。また、施工計画書の提出時に、休日を明示した「休日等取得計画・実績表」（以下「計画表」という。）を作成し、監督員に提出するものとする。
- (2) 受注者は、地元条件や天候等によりやむを得ず土・日曜日に作業を行う必要が生じた場合は、振替日を設定し、事前に監督員と協議するものとする。なお、振替日は、月単位は作業を行う土・日曜日の前後1週間以内、通期では作業を行う土・日曜日の前後2週間以内（祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を除く。）に設定するものとする。
- (3) 受注者は、「週休2日工事」である旨を工事看板等で現場に掲示するものとする。

3 実施報告

- (1) 受注者は、休日等取得計画・実績表に休日の取得実績を記入し、毎月初めに実施工程表に併せて監督員に提出しなければならない。
- (2) 受注者は、前項の休日の取得実績が確認できる書類（工事日誌、出勤簿等）を併せて提示し、監督員の確認を受けなければならない。

- (3) 受注者は、週休2日を達成するためには、原則、工期の14日前（工期内工事完成検査）までに工事完成通知書を提出して受理をされなければならない。

4 積算方法

月単位のものは、発注時に月単位の週休2日工事の補正係数を労務費等、各経費に乘じたうえで許容価格を作成するものとし、月単位の週休2日を達成できなかった場合は、補正なしとして減額変更するものとする。

積算方法及び補正係数は別添1資料「週休2日工事（発注者指定型）の積算方法及び補正係数について」に示す。

5 工事成績評定における評価

対象期間において月単位の週休2日を達成した場合、工事成績評定において監督員及び総括監督員の評価項目である「工程管理」の「その他」の項目で評価する。なお、週休2日を確保できなかった場合においても減点は行わない

6 履行報告書

発注者は、受注者が対象期間において週休2日を達成し、完成検査に合格した受注者に対しては、受注者から請求があった場合、週休2日工事履行証明書を発行する。

7 その他

「岡山市週休2日工事（発注者指定型）実施要領」、「週休2日工事（発注者指定型）に関するQ&A」、「休日等取得計画・実績表（記入例）」及び「工事看板掲載例」については、岡山市監理検査課ホームページを参照するものとする。

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000004443.html>

(令和7年8月1日単価適用日以降)

別添資料1

週休2日工事（発注者指定型）の積算方法について

(諸経費工種が「土地改良工事積算基準(土木工事)及び(施設機械)」による場合)

積算方法

○労務費

- ・労務単価（夜間、時間外等の補正後）【円未満切捨】
＝労務単価×夜間及び時間外等による補正係数
- ・労務単価（週休2日の補正後）【円未満切捨】
＝労務単価（夜間、時間外等の補正後）×週休2日補正係数

○共通仮設費率

- ・共通仮設費率（補正前）【小数第3位四捨五入2位止め】
$$K_r = A \cdot P^b$$

K_r：共通仮設費率（%）
P：共通仮設費対象額 A、b：工種毎に決まる係数
- ・共通仮設費率（施工地域補正後）【小数第3位四捨五入2位止め】
＝共通仮設費率（補正前）×施工地域補正係数
- ・共通仮設費率（週休2日の補正後）【小数第3位四捨五入2位止め】
＝共通仮設費率（施工地域補正後）×週休2日補正係数

○現場管理費率

- ・現場管理費率（補正前）【小数第3位四捨五入2位止め】
$$J_o = A \cdot N_p^b$$

J_o：現場管理費率（%）
N_p：対象純工事費 A、b：工種毎に決まる係数
- ・現場管理費率（施工地域等補正後）【小数第3位四捨五入2位止め】
＝現場管理費率（補正前）×施工地域補正係数＋補正值
- ・現場管理費率（週休2日の補正後）【小数第3位四捨五入2位止め】
＝現場管理費率（施工地域等補正後）×週休2日補正係数

○市場単価・標準単価

- ・市場単価・標準単価（週休2日の補正後）【円未満切捨】
＝市場単価・標準単価（基準額）×週休2日補正係数
- ・市場単価・標準単価（施工規模等の補正後）【円未満切捨】
＝市場単価・標準単価（週休2日の補正後）×施工規模等の補正係数

※市場単価・標準単価は、週休2日の補正【円未満切捨】→施工規模等の補正【円未満切捨】の順に補正する。

(令和7年8月1日単価適用日以降)

週休2日工事の補正係数について

(諸経費工種が「土地改良工事標準積算基準(土木工事)及び(施設機械)」による場合)

○ 労務費・共通仮設費率・現場管理費率

	労務費	共通仮設費率	現場管理費率
月単位	1.02	1.04	1.05

※ 労務費は、「公共工事設計労務単価」を対象とする。

※ 工場製作など製作原価にかかる部分については、対象外とする。

○ 市場単価などの取扱い

・「土木工事市場単価」⇒工種ごとに以下の補正係数を適用

名称	区分	月単位
鉄筋工(太径鉄筋を含む)		1.02
鉄筋工(ガス圧接)		1.01
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00
	撤去	1.02
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.02
	撤去	1.02
防護柵設置工(落石防護柵)		1.01
防護柵設置工(落石防止網)		1.01
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.00
	撤去	1.02
道路標識設置工	設置	1.00
	撤去・移設	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01
	撤去	1.02
法面工		1.01
吹付砕工(簡易吹付法砕工も含む)		1.01
軟弱地盤処理工		1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02
橋面防水工		1.01

※簡易吹付法砕工(物価資料掲載以外の市場単価)については、吹付砕工を準用する。

※基準書に記載していない市場単価については、国土交通省ホームページ掲載の補正係数(「月単位」の場合…「現場閉所・月単位」)のものを使用する。

・「土木工事標準単価」⇒工種ごとに以下の補正係数を適用

名称	区分	月単位
区画線工		1.02
排水構造物工		1.02
コンクリートブロック積工		1.02
構造物とりこわし工	機械	1.01
	人力	1.02
橋梁塗装工		1.01

※基準書に記載していない標準単価については、国土交通省ホームページ掲載の補正係数（「月単位」の場合・・・「現場閉所・月単位」）のものを使用する。

○ その他

・積算基準が異なる工種区分を有する工事は、主たる工種における補正係数を適用する。